

# 弁護士会は安保関連法の廃止を求めています

昨年採決が強行された安保関連法は、集団的自衛権の行使を容認するなど、その内容自体、恒久平和主義を定める憲法9条に反するとともに、憲法改正手続によらず解釈改憲を行なう点で、立憲主義・民主主義に反するものです。

若手憲法学者の木村草太氏をお招きして安保関連法の内容・問題点等について講演いただきます。立憲主義・民主主義の回復のために何をなすべきか一緒に考えましょう。



＼ 気鋭の憲法学者 ／

## 木村草太氏が語る 立憲主義と安保法制

講 師

木村 草太 氏 首都大学東京教授

講師プロフィール

1980年神奈川県生まれ。東京大学法学部卒業、同助手、首都大学東京法学系准教授を経て、現在、同教授。専攻は憲法学。立憲デモクラシーの会呼びかけ人。著書として「集団的自衛権はなぜ違憲なのか(晶文社)」他。

市民集会

- ◆ 基調報告(弁護士会の取組み等)  
報告者／仙台弁護士会憲法委員会委員
- ◆ 講演 木村 草太氏
- ◆ 質疑応答

2016  
**6/4** Sat  
午後1時30分～午後4時30分  
(午後1時開場)

入場  
無料

仙台弁護士会館4階

(仙台市青葉区一番町2丁目9-18)

※ 事前申し込み不要 ※ 定員180名

